

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 16日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第11号

自治会集会施設整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

自治会集会施設整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8年 3月 16日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町要綱第11号

自治会集会施設整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

自治会集会施設整備事業費補助金交付要綱（平成18年佐用町要綱第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「及び高齢者等対策整備工事」を「、高齢者等対策整備工事及び照明設備のLED化」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、照明設備のLED化に係る補助金の交付は、原則として1集会所につき1回限りとする。

第3条に次の1項を加える。

5 照明設備のLED化とは、集会施設内の照明をLEDに交換する工事、及びLED照明機器の購入にかかる経費、その他町長が特に必要と認めるものとする。

第4条に次の1項を加える。

6 照明設備のLED化を行う場合の補助の額は、第2項の規定にかかわらず工事が1件40万円を限度として、査定額の50%以内を補助する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。